

## 平成 30 年 9 月 29 日を超えて(旧)特定労働者派遣事業者から派遣労働者を受け入れると、無許可派遣の受入れ（労働者派遣法第 24 条の 2 違反）となります。(※)

平成 27 年 9 月 30 日に施行した労働者派遣法改正法により、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。同改正法施行前の届出による特定労働者派遣事業（以下、「(旧)特定労働者派遣事業」という。）を行う者が経過措置により「常時雇用される労働者」のみを派遣する労働者派遣事業を行える期間は、平成 30 年 9 月 29 日までとなっておりますので、労働者派遣の受入れについてはご留意願います。

※ 平成 30 年 9 月 29 日までに労働者派遣事業の許可の申請がなされた場合、平成 30 年 9 月 30 日を過ぎても、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き「常時雇用される労働者」のみを派遣する労働者派遣事業を行うことができます。

### 【チェックポイント】

- (旧)特定労働者派遣事業者（届出番号が「特〇〇—〇〇〇〇〇〇」）からの受入れがありますか  
( はい ・ いいえ ) 「はい」の場合は、質問 2 及び 3 へ
- (旧)特定労働者派遣事業者に対し、労働者派遣事業の許可申請見込を確認していますか  
( はい ・ いいえ )  
「はい」の場合 平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月頃、申請予定  
「いいえ」の場合 **要確認**
- (旧)特定労働者派遣事業者が許可申請を行わない場合、自社の対応方針を決めていますか  
( はい ・ いいえ )  
「はい」の場合 自社で対象派遣労働者を直接雇用  
新たな派遣元の選定  
請負・委託等での対応  
その他 ( \_\_\_\_\_ )  
「いいえ」の場合 **要検討**

派遣労働者の雇用の安定にご配慮ください。

# 労働契約申込みみなし制度の概要

労働契約申込みみなし制度とは、派遣先等が違法派遣を受けた時点で、派遣先等が派遣労働者に対して、その派遣労働者の雇用主（派遣元事業主）との労働条件と同じ内容の労働契約を申し込んだとみなす制度です。なお、派遣先等が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかったときは、適用されません。

派遣先等が労働契約の申込みをしたものとみなされた場合、みなされた日から一年以内に派遣労働者がこの申込みに対して承諾する旨の意思表示をすることにより、派遣労働者と派遣先等との間の労働契約が成立します。



## 労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣の5つの類型

### (1) 派遣労働者を禁止業務に従事させること

派遣先が以下の業務に派遣労働者を従事させた場合には、その派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなされます。

- ① 港湾運送業務
- ② 建設業務
- ③ 警備業務
- ④ 病院等における医療関連業務（※）

※ 紹介予定派遣の場合や産前産後休業・育児休業・介護休業を取得する労働者の代替の場合等は派遣が可能です。

### (2) 無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受けること

無許可事業主から労働者派遣を受けた場合には、その事業主から受け入れた派遣労働者に対して労働者派遣を受けた者が労働契約を申し込んだものとみなされます。許可事業主については、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」で確認することができます。

### (3) 事業所単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること

以下の場合は、期間制限の抵触日以降、受け入れた派遣労働者（期間制限の対象外の派遣労働者を除く）に対して派遣先が労働契約を申し込んだものとみなされます。

- ① 抵触日の1箇月前までに過半数労働者組合等から派遣可能期間を延長するための意見聴取を行わずに、引き続き労働者派遣を受けた場合
- ② 意見を聴取した過半数代表者が管理監督者であった場合（※）
- ③ 派遣可能期間を延長するための代表者選出であることを明示せずに選出された者から、意見聴取を行った場合
- ④ 使用者の指名等の非民主的方法によって選出された者から意見聴取を行った場合

※ 管理監督者しかいない場合に、民主的な方法によって選出された者から意見聴取を行った場合は除きます。

### (4) 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受けること

同一の派遣労働者を、3年を超えて派遣先の同一の組織単位に従事させた場合、その派遣労働者に対して派遣先が労働契約を申し込んだものとみなされます。

### (5) いわゆる偽装請負等

労働者派遣法または同法により適用される労働基準法等の適用を免れる目的で、請負契約等の契約を締結し、実際には労働者派遣を受けた場合には、労働契約申込みみなし制度が適用されます。

労働者派遣と請負の区分については、厚生労働省のホームページで「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」等を公開しています。